

佐賀市競争入札参加資格審査申請について

(建設工事)

平成31・32(2019・2020)年度に佐賀市が発注する建設工事請負について、競争入札に参加を希望する方は、下記の要領により、競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置をとりますのでご注意ください。

記

- 1 受付期間 平成30年12月13日(木)から平成30年12月26日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 2 受付時間 (午前の部) 午前9時から正午まで
(午後の部) 午後1時から午後5時まで
- 3 受付場所 佐賀市役所(5階) 総務部 契約監理課 契約係
- 4 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、平成30年12月26日消印有効)
- 5 入札参加資格有効期間 平成31年4月1日から平成33年(2021年)3月31日まで(2年間)
- 6 申請書提出部数 1部
- 7 申請業種 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく29業種の受付となります。なお、申請期間終了後は、申請業種の変更、追加及び希望順位の変更は認められません。
- 8 問い合わせ先 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
佐賀市役所 総務部 契約監理課 契約係
TEL : 0952-40-7152
ホームページ : <https://www.city.saga.lg.jp>
Eメール : keiyaku@city.saga.lg.jp

I 申請に必要な資格

1 申請者の要件

(1) 次の要件を全て満たすこと。

(ア) 佐賀市競争入札参加資格審査要領第2条各号に該当しないものであること。

(イ) 建設業の許可を受けていること。

(ウ) 経営事項審査を受けており、申請日時点で有効な総合評定値通知書を提出できること。

(エ) 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）に加入していること（適用除外者を除く）。

※ 社会保険等に加入していない場合は、申請受付を行わない（適用除外者を除く）。

2 登録業種要件

(1) 次の要件を全て満たすこと。

(ア) 総合評定値通知書上の完成工事高の平均が、以下の基準を満たすこと。

・佐賀市内に本店を有する者・・・ 250万円以上

・佐賀市外に本店を有する者・・・ 1,000万円以上

※ ただし、佐賀市内に本店を有する者に限り、完成工事高の平均が250万円未満であっても、平成29・30年度に本市に登録があった業種の登録は可とする。

(イ) 支店又は営業所等に委任する場合には、委任する支店又は営業所等で建設業の許可を受けていること。

※ 解体工事業を希望する場合は、以下の点に留意すること。

・解体工事業新設に伴う経過措置期間内（平成31年（2019年）5月まで）であっても申請日時点で「解体工事業」の建設業許可を受け、経営事項審査を受けている必要がある。

・解体工事は、佐賀市競争入札参加資格審査申請によって「解体工事」に登録された者に対して発注し、「とび・土工・コンクリート工事」での発注は行わない。

・解体工事への入札参加を希望する場合は、必ず「解体工事」への申請を行うこと。

II 提出書類

以下の書類を番号順にA4判のファイル（ピンク系）に綴り、ファイルの表紙及び背表紙に「平成31・32年度競争入札参加資格審査申請書」と「申請者名（会社名等）」を記入してください。

なお、提出書類は、次の申請者によって異なりますのでご注意ください。

- ・市内申請者 : 佐賀市内に本店を有する申請者
- ・準市内申請者 : 佐賀市内の支店又は営業所等に委任する申請者
- ・市外申請者 : 市内申請者、準市内申請者以外の申請者

綴順	様式番号	市内申請者	準市内申請者	市外申請者	書類等の名称	自社様式可否	写し可否	備考
		○	○	○	受付票	×	—	貴社名を記入してください。
1	1	○	○	○	佐賀市建設工事競争入札参加資格審査申請書	×	×	
2	2	○	○	○	工事請負業者登録票	×	—	
3		○	○	○	総合評定値通知書	—	○	
4		○	○	○	建設業許可証明書	—	○	
5	3	○	○	○	営業所一覧表	○	○	
6	4①	○	○	×	事務所等写真	×	—	
7	4②	○	○	×	事務所等位置図	×	—	
8	4③	×	○	×	営業所等調書	×	—	
9		○	○	○	登記事項証明書	—	○	個人事業者は身分証明書
10	5	△	○	△	委任状	○	×	入札・契約を年間委任する場合のみ提出
11	6	○	○	○	使用印鑑届出書	○	×	
12		○	○	○	印鑑証明書	—	○	
13		○	○	○	国税納税証明書	—	○	納税証明書「その3の3」（個人事業者は「その3の2」）電子納税証明書可
14		○	○	○	市区町村税完納証明書	—	※	※佐賀市税は原本 佐賀市以外は写しでも可
15	7①	○	○	○	経營業務の管理責任者等一覧表	○	—	
16	7②	○	○	○	技術者経歴書	○	—	自社様式の場合は、資格を明記したもの
17	8	○	○	○	工事経歴書	○	—	

綴順	様式番号	市内申請者	準市内申請者	市外申請者	書類等の名称	自社様式可否	写し可否	備考
18	9	○	×	×	主観点事項に関する申請書	×	×	
19		△	×	×	エコアクション21登録証	—	○	様式第9号を提出する場合に提出
20		△	×	×	社会貢献の実施状況を証する書類	○	○	
21		△	×	×	障害者雇用状況報告書	—	○	法定雇用義務者で様式第9号を提出する場合に提出
22	10	△	×	×	障がい者雇用についての報告書	×	×	法定雇用義務者以外で様式第9号を提出する場合に提出
23	11	○	○	○	暴力団排除に関する誓約書	×	×	
24	12	○	×	×	資本的関係・人的関係調査票	×	×	
25	13	○	○	○	社会保険等の加入についての誓約書	×	×	
		△	△	△	受付票返信用封筒 ※持参の場合は不要	—	—	82円切手を貼り付けて提出
		○	○	○	審査結果通知書 返信用封筒	—	—	82円切手を貼り付けて提出

記号説明 ○：必須
△：該当する場合のみ提出
×：不要

○：写し可
×：写し不可
—：押印等不要

○：自社様式可
×：自社様式不可
—：証明書等

Ⅲ 提出書類の記入要領

1 受付票及び工事様式第1～13号

申請者の区分（市内、準市内、市外）に応じた記入例を参考に、必要事項を記入し提出すること。

2 添付書類

○総合評定値通知書

- 審査基準日がH29.9.1以降の、最新の総合評定値通知書の写しを提出すること。
- 申請時に(1)が提出できない場合は、申請日時点で有効な総合評定値通知書の写し及び審査済の印が押された総合評定値請求書の写しを提出し、総合評定通知書が届き次第速やかに(1)を提出すること。

○建設業許可証明書

- (1) 許可の有効期間の始期が H26. 4. 2 以降の、次のいずれかの書類を提出すること。
 - (ア) 建設業許可証明書の写し
 - (イ) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を証する書類の写し
- (2) 申請時に(1)が提出できない場合は、申請日時点で有効な許可についての証明書の写し及び更新中の場合は次のいずれかの書類を提出し、許可を証する書類が届き次第速やかに(1)を提出すること。
 - (ア) 申請日より 6 か月以内に発行された更新許可通知書の写し
 - (イ) 更新手続き済みであることが確認できる書類（更新申請書で受付印のあるもの等）

○登記事項証明書・身分証明書

- (1) 法人は商業登記の登記事項証明書、個人は本籍のある市区町村発行の身分証明書を提出すること。
- (2) 申請日時点で 3 か月以内に発行されたものであること。

○印鑑証明書

- (1) 工事様式第 1 号申請書及び工事様式第 6 号使用印鑑届出書に押印した実印の印鑑証明書を提出すること。
- (2) 申請日時点で 3 か月以内に発行されたものであること。

○納税証明書等

- (1) 国税及び市区町村税それぞれの未納税額のない証明書（**完納証明書**）を提出すること。
- (2) 営業所等に委任する場合は、受任地の市区町村税の証明書を提出すること。
- (3) 消費税・地方消費税については、課税業者のみ提出のこと。
- (4) 申請日時点で 3 か月以内に発行されたものであること。
- (5) 電子納税証明書も可とする。この場合、CD-R 等の記録媒体で提出すること。
- (6) 非課税者についても「課税がない」ことの証明書を提出すること。

	税 種	証明書発行所	市内・準市内申請者	市外申請者
国 税	法人税又は所得税 及び消費税	管轄税務署	・法人事業者の場合 … 納税証明書「その 3 の 3」 ・個人事業者の場合 … 納税証明書「その 3 の 2」	
市 区 町 村 税	法人市民税 ----- 市県民税 ----- 固定資産税 ----- 軽自動車税 ----- 国民健康保険税 (個人事業者のみ)	市区町村	佐賀市税の完納証明書 ※取得方法については別添資料を参照のこと。 ※国民健康保険税は、個人事業者で国民健康保険加入者のみ提出のこと。	本店所在地（営業所等に委任する場合は受任地）の市区町村税の未納がない証明書（これを発行しない市区町村では直近 2 か年分の納税証明書）

○主観点に関する添付書類【市内申請者のみ提出のこと】

申請者の申請状況に応じた添付書類を添付すること。

・エコアクション 2 1 登録証の写し

エコアクション 2 1 の取得を証明する書類を提出すること。

・社会貢献の実施状況を証する書類

- (1) 主催者、自治会、災害ボランティア協定締結団体等からの証明書若しくは、それに準ずるものを提出すること。社会奉仕活動の対象となるのは佐賀市における活動のみとなる。

- (2) 証明書等が取得できない場合は、新聞記事等の切り抜きでも可とする。
- (3) 上記(1)及び(2)の書類は実施日及び参加人数が明記されたものであること。

・ **障害者雇用状況報告書【法定雇用義務者で法定雇用率を達成している者のみ提出】**

- (1) 公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（平成30年6月1日現在の状況を記載し、職業安定所の受付印のあるもの）の写しを提出すること。

○ **受付票返信用封筒**

- (1) 郵送による申請の場合に、受付票を送付するために用いるもの。
- (2) 封筒には返信宛先を記載し、82円切手を貼付のうえ提出すること。
※ 持参提出の場合は不要

○ **審査結果通知書返信用封筒**

- (1) 審査結果通知書を送付するために用いるもの。
- (2) 封筒には返信宛先を記載し、82円切手を貼付のうえ提出すること。